

平成 20 年 3 月 17 日  
国 土 地 理 院

## 基盤地図情報の整備について

### 1. 基盤地図情報に係る項目及び満たすべき基準に関する省令

(国土交通省令第 78 号 平成 19 年 8 月 29 日施行)

#### ● 基盤地図情報の項目 (13 項目)

測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線 (道路区域界)、公共施設の境界線 (河川区域界)、行政区画の境界線及び代表点、道路縁、河川堤防の表おもてのりかた法肩のりせんの法線、軌道の中心線、標高点、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点、街区の境界線及び代表点。

#### ● 基盤地図情報の満たすべき基準

- ・ 基本測量成果、公共測量成果、水路測量成果であること。
- ・ 平面位置の誤差：都市計画区域内 2.5m 以内 都市計画区域外 25m 以内
- ・ 高さの誤差：都市計画区域内 1.0m 以内 都市計画区域外 5.0m 以内

### 2. 基盤地図情報の整備に係る技術上の基準

(国土交通省告示第 1144 号 平成 19 年 8 月 29 日施行)

#### ● 既存の基盤地図情報の利用

位置精度が同等以上の基盤地図情報が既にある場合には、既存の基盤地図情報を用いる。

#### ● シームレスな基盤地図情報の作成

隣接地域に同等以上の基盤地図情報がある場合には、接合する。

#### ● 基盤地図情報が適合すべき規格

基盤地図情報は JIS 又は ISO の規格に適合して提供されるものとする。

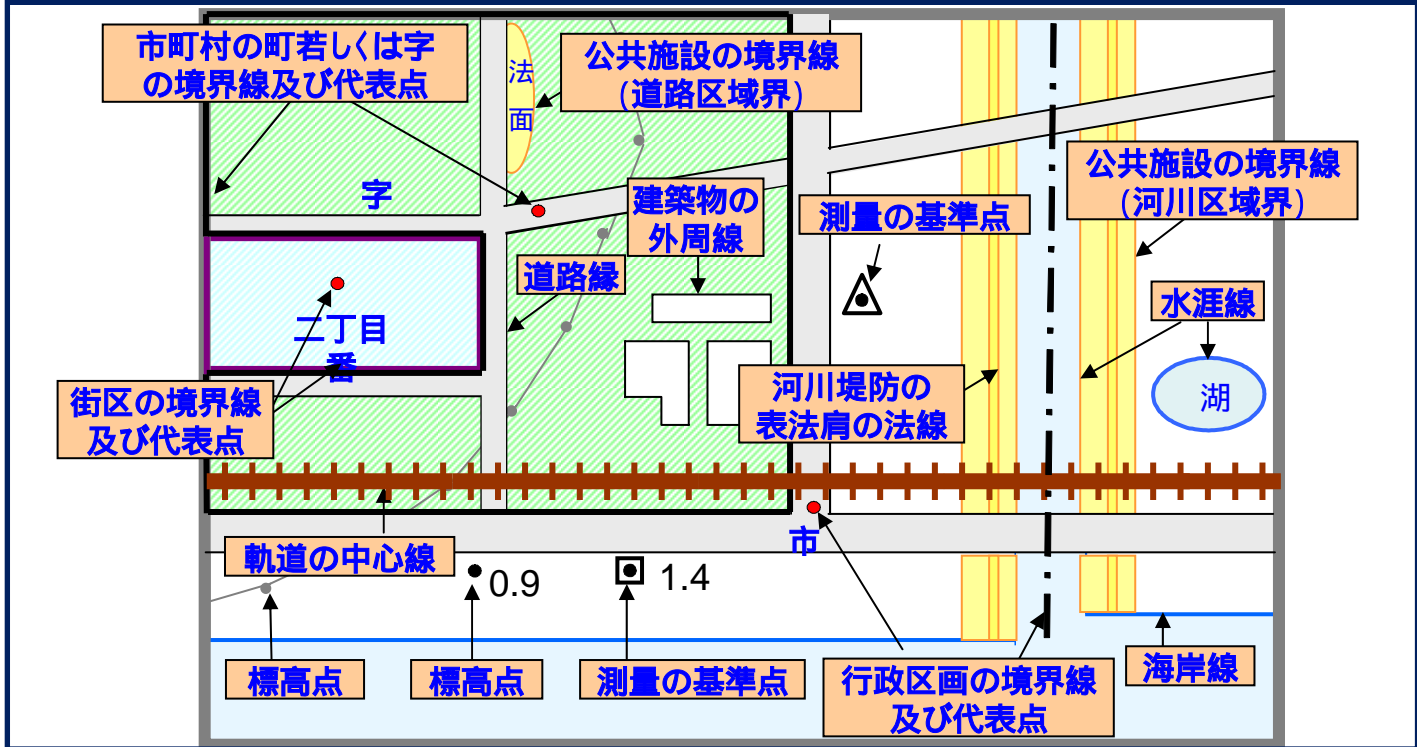
### 3. 基盤地図情報整備事業について

#### ● 基盤地図情報の整備と提供

国土地理院は、平成 19 年度より、基盤地図情報の整備を開始し、平成 20 年 4 月 1 日より順次、インターネットでの無償提供を開始する予定である。

# 基盤地図情報の整備について

## 基盤地図情報項目イメージ



## 基盤地図情報整備事業

国は保有する基盤地図情報を原則として、インターネットを利用して無償で率先的に提供  
 国土地理院は、平成20年度から提供開始  
 (国土地理院は、平成19年度から整備を開始し、平成23年度までに全国的な整備を概成)



公共測量成果を用いた  
シームレス化と集約を  
継続的に実施

都市計画区域内は縮尺/2,500、  
都市計画区域外は縮尺1/25,000  
を基礎とし、  
当該地域で、最も、高精度かつ、  
最新の基盤地図情報を提供

国・地方公共団体等

行政の各分野で地図データを電子的に整備・更新



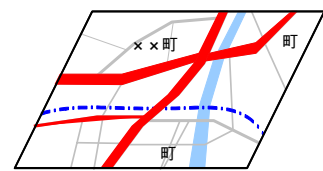
25000レベル地形図データ



道路関係図面



都市計画基図 等



地域版基盤地図情報